

令和5年度事業計画書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

第1 基本方針

新型コロナウイルス感染症は依然として収束の兆しが見えないが、5月8日以降季節性インフルエンザ同等の扱いとなる見込みであり、県民の生活はコロナ感染症との共存を模索しつつ、徐々に日常を取り戻しつつある。

国際社会においてはロシアのウクライナ侵攻が長期化し、地球温暖化の影響と思われる災害や気候変動が各地で頻発しており、物価の高騰や円安が進み、国内における影響は著しい。

このような中、全国では刑法犯認知件数が20年ぶりに増加に転じ、無差別殺傷事件、安倍元首相銃撃事件、闇サイトで実行役を募集しての組織的強盗等が発生し、「電話で『お金』詐欺」（特殊詐欺）被害も増加し、虐待の疑いでの児童通告やDV相談が過去最多となっており、体感治安の悪化を感じる国民は67.1%にも上っている。

本県における刑法犯認知件数は令和3年に増加に転じ、令和4年は再び減少したものの、依然として強制性交等や強制わいせつなど、女性・子供が被害に遭う事件が多発し、殺人や強盗、放火等の凶悪な犯罪も後を絶たない。

県内の昨年の「電話で『お金』詐欺」の被害認知件数は100件で、前年から12件増え、被害総額は約3億2941万円と前年から1億5800万円以上増加しており、多額の被害が今なお発生し続けている他、インターネットを利用した広域にわたる「サイバー犯罪」や「人身安全関連事案」等、県民の身近な犯罪被害は依然として深刻な状況にある。

「令和2年7月豪雨」からの復興も未だ道半ばであり、被災地の仮設住宅では、令和4年末現在900人以上の被災者が避難生活を送っている。

地域防犯活動では、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配意しながら、次第にキャンペーン等広報啓発活動も再開しつつあり、感染対策緩和により、地域防犯ボランティアの見守り活動や関係機関・団体による更なる防犯活動活性化が期待される。

当協会の収益事業として昭和62年から実施していたAMマーク販売事業が、令和4年度をもって終了することから、当協会は今後資金面で非常に厳しい状況となるが、賛助会員の獲得を促進し、知恵を働かせ、効率化を図り、熊本県警察や各地区防犯協会、地域防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携して、引き続き「安全安心なまちづくり」をめざし、犯罪防止の広報・啓発活動及び防犯ボランティア団体の支援等、地域防犯対策事業を積極的に推進していくこととする。

第2 地域防犯対策事業（公益I）

1 犯罪防止の広報・啓発事業

(1) 地域防犯活動の推進

ア 全国地域安全運動等の推進

全国一斉に実施される全国地域安全運動や、毎月 15 日の「防犯の日」等を契機として、地域安全の広報啓発、防犯意識の向上を図り、安全安心なまちづくりに向けて警察や各地区防犯協会と連携し、各種行事や広報啓発活動を推進する。

イ 防犯ポスター等の募集

全国地域安全運動の実施に伴い、防犯ポスター、標語及び青パト活動写真を幅広く県民に募集し、優秀作品を選考、表彰し、広報紙「防犯くまもと」に掲載するなど、県民に周知して防犯意識の啓発、浸透に広く活用する。

ウ 青パト活動の推進

令和 3 年度に芦北町防犯協会、令和 4 年度に人吉地区防犯協会連合会に対して各 1 台の青パトを配備しており、各地区防犯協会と連携し、地域防犯ボランティアの青パトによる防犯パトロール活動を強化する。

(2) 広報啓発活動の推進

ア 広報紙「防犯くまもと」の発行

年 4 回発行し、地域安全情報・地域防犯活動等を県民に紹介し、防犯意識の向上や地域防犯活動への参画意識を啓発する。

イ 県防連ホームページの積極的活用

防犯標語（優秀作品）及び各地区防犯協会等の地域安全活動等を掲載するなどホームページの充実を図る。

ウ 「電話で『お金』詐欺」の広報啓発

「電話で『お金』詐欺」被害防止に向け、犯罪手口 10 類型を広く広報し、被害の絶無に向けた広報啓発を推進する。

エ SNS 等の利用に起因する犯罪被害の防止

SNS 等を利用したいじめや児童の福祉を害する犯罪、児童虐待等の被害防止に向けた広報啓発活動を推進する。

オ 広報啓発用防犯資料の活用

各地区防犯協会、防犯ボランティア等に対し全防連広報誌「安心な街に」等各種広報資材の配布や各種犯罪被害防止広報用 DVD の貸出しによる広報啓発を行う。

2 防犯関連団体への支援事業

(1) 次世代防犯ボランティアの育成

警察及び各地区防と連携して、地域防犯ボランティア団体等の育成及び活動支援を推進する。

(2) 防犯関連団体への支援事業

ア 防犯関連団体への支援事業として

- 熊本県暴力追放県民大会の後援
- くまもと安全安心まちづくり大会の後援
- 大学生の防犯ボランティア「防犯若武者ベアーズ」の活動支援

○ 大学生の防犯ボランティア「サイバー防犯ボランティア」の活動支援等を推進する。

イ 「通学路見守り防犯カメラ」設置支援事業の休止

AMマーク販売事業終了に伴う資金不足のため、平成30年から実施していた「通学路見守り防犯カメラ」設置支援事業は本年度から休止する。

3 青少年の健全育成事業

(1) 「肥後っ子の居場所づくり事業」への支援

県警、県少協及び各地区防等が連携して少年の規範意識の向上と地域社会とのつながりを目的として実施する「肥後っ子の居場所づくり事業」を支援する。

(2) 児童虐待防止広報の推進

児童虐待事案の絶無に向けた広報啓発を推進する。

4 防犯機器等の普及事業

(1) 防犯グッズ等各種広報啓発資料等の配布、斡旋

防犯腕章を始めとする防犯活動用資材や防犯グッズの斡旋、防犯活動マニュアルの配布、防犯DVDの貸出等による防犯活動参画の意識啓発を推進する。

5 防犯功労団体・功労者の表彰

(1) 県防連表彰（県防連会長・警察本部長連名表彰）

地域防犯活動に尽力した防犯功労団体・者について、各地区防犯協会長及び警察署長からの推薦を受け、審査の上、県防連定期総会時に表彰する。

(2) 九防連・全防連表彰の上申

各地区防犯協会長及び警察署長からの推薦を受け、防犯功労団体・者を審査の上、九防連・全防連に表彰上申する。

6 地域防犯活動の指導及び実施

(1) 被災地防犯アドバイザー業務の実施

県警の委託事業「被災地防犯アドバイザー業務」については、「令和2年7月豪雨」被災地において

○ 仮設団地等における防犯指導、防犯講話の実施

○ 生活安全相談への積極的対応と関係機関等と連携した適切な措置など、安全・安心の確保に向けた活動を推進する。

(2) 犯罪の起きにくい環境づくりの推進

熊本県が推進する「くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議」に参加し、関係機関と連携した活動を推進すると共に、「くまもと安全安心まちづくり県民大会」を後援・参加して、犯罪の起きにくい環境づくりの意識高揚を図る。

第3 自転車防犯対策事業（公益Ⅱ）

1 適正な業務の推進

(1) 自転車防犯登録制度に基づく適正な業務委託

業務委託契約先の販売店等に対し「防犯登録の手引き」による適切な登録業務の運用について指導を実施する。

(2) 迅速かつ正確な登録業務の実施

自転車防犯登録制度の適正な運用を図るため、迅速かつ正確な登録情報の入力及び警察からの登録情報に関する照会に適正に対応する。

2 自転車防犯登録の普及・促進

- (1) 広報紙「防犯くまもと」を始めとした各種広報活動により、自転車防犯登録の重要性と新規、変更、抹消登録の確実な届出の周知を図る。
- (2) 盗難等被害防止対策、早期被害回復を図るため、各地区防と連携しチラシの作成、キャンペーン等の支援、車両防犯診断の実施など盗難防止に向けた広報啓発活動や駐輪場における環境整備による被害防止対策を推進する。

3 防犯登録料の価格改定

令和5年度中に自転車防犯登録料の改定を行う方針であり、熊本県公安委員会の承認が得られれば、販売店への周知や登録証の在庫数調査、県民への周知広報等、その諸準備を進める。

また、経費削減を目的とした業務のIT化についても検討を始める。

第4 風俗環境浄化事業（公益III）

1 風俗環境浄化協会業務の推進

熊本県風俗環境浄化協会の活動として、風俗環境に関する苦情処理、違反行為防止に向けた啓発及び風俗環境浄化に向けた民間の自主活動支援等を推進する。

2 県公安委員会からの受託事業の適正な業務推進

(1) 風俗営業管理者講習の実施

ア 令和5年度の「風俗営業管理者講習」は、熊本市・阿蘇・大津・御船方面を対象に、風俗営業の法令遵守、暴力団排除及び自主的な風俗環境浄化活動の啓発に向けた法令講習会を実施する予定である。

新型コロナウイルス感染症対策については、国が示す感染対策緩和の状況や市中感染状況を見ながら、感染拡大防止に留意して実施する。

イ 管理者講習の実施に当たっては、警察本部・警察署と連携し、未受講者に対する受講呼びかけの徹底を図るなど受講率の向上に努める。

(2) 調査業務の実施

風俗営業の許可、承認申請等に伴う調査業務につき、調査員の資質向上を図るとともに、適正かつ厳格な現地調査を実施する。

(3) 風俗環境浄化事業に付帯する事業の実施

風俗営業者に対し、「従業者名簿」「管理者業務実施簿」の営業所への備え付けを周知し啓発する。

3 風営適正化法の遵守に向けた啓発及び風俗環境浄化活動に対する支援

- (1) 歓楽街の風俗環境浄化のため、風俗営業等関係団体、青少年健全育成団体等と連携し、警察、地区防犯協会が行う繁華街対策等諸活動を支援する。
- (2) 熊本県遊技業協同組合が設置する「不正防止対策委員会」による遊技場に対する立入検査に検査員の一員として従事し、不正防止啓発を推進する。

第5 AMマーク販売事業（収益事業）の終了

当該事業については、熊本県遊技業防犯協力会から取扱事務に関する契約の解除の通知がなされ、令和4年度をもって終了する。

第6 協会運営

1 定時総会、通常理事会の開催

当協会の適正な運用を推進するため、第1回通常理事会を5月8日、定時総会を5月29日に開催して令和4年度の事業結果、決算等及び事業計画、予算等の審議を行い、令和6年3月に第2回通常理事会を開催して、令和6年度の事業計画・予算について審議を行う予定である。

2 全国及び九州防犯協会会議等への出席

本年開催予定の全国防犯協会会議、九州防犯協会総会及び研修会等に出席する。

3 関係機関・団体等の会議出席

県をはじめ、関係機関・団体等の会議に出席し連携を図る。

4 各地区防犯協会との連携

職員研修会は、AMマーク販売事業の終了等に伴う予算不足のため開催できないが、電話や文書による連絡・報告を活発化させることで連携を図るものとする。

5 活動資金確保に向けた賛助会員獲得促進

今後予想される活動資金不足に対応するため、賛助会員獲得に向けた活動を促進し、安定した活動資金の確保を目指す。

以上